

令和4年1月1日以降に婚姻届を提出し、
瀬戸内市にお住まいになられる方へ

6/1(水)
申請受付開始!



新生活に必要な住居費(住宅取得・リフォーム費用、家賃等)と引越費用を補助します!!

(担当:こども・健康部 こども政策課)

【受付期間】 令和4年6月1日から令和5年3月10日まで

※先着順(受付順)とし、申請件数が本市の予算額に達した時点で受付を終了します。

【補助上限額】

- ① 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の場合 60万円
- ② ①以外で、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の場合 30万円

【対象となる世帯】 以下のすべてを満たすことが必要です。

1. 令和4年1月1日以降に婚姻届を提出・受理され、対象期間(令和4年4月1日～令和5年2月28日)において、瀬戸内市に住民票があること
2. 婚姻届を受理された時点で、夫婦ともに満39歳以下であること
3. ご夫婦の令和3年の所得*を合計した額*が400万円未満であること
*「所得」は、「収入」から必要経費を差し引いた額をいいます。
※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、返済額を控除した額を所得とみなします。
※離職している場合は所得なしとして取り扱います。(書類の提出が必要です)
4. 瀬戸内市に定住する意思があること
5. 市が指定する結婚、妊娠・出産及び子育てに温かい社会づくり・機運の醸成に資する取組*へ参加すること
*県が主催するセミナー等。対象者には別途お知らせします。
6. 夫婦ともに市税の滞納等がないこと
7. 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
8. 夫婦ともに暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと
9. 他の公的制度による家賃補助を受けておらず、かつ、生活保護を受給していないこと

(裏面へ続きます)

【対象となる費用】 結婚を機に、対象期間内に支払った経費（「*」は対象外）

- （住宅取得・リフォーム費用）住宅購入費、リフォーム費用
 - * 土地の取得費、住宅ローン手数料
 - * 倉庫・車庫に係る工事／門・フェンス等の外構工事／家電購入・設置 の費用
- （住宅賃借費用）賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
 - * 上記以外の費用（駐車場代、物件の清掃代、鍵交換代等）
 - * 勤務先から住宅手当が支給されている場合、住宅手当相当額
- （引越費用）引越業者・運送業者を利用して行った、住宅の移転に伴う荷物の移動、運送に要した費用

【手続・必要書類】 ※申請を考えられている方は、まずご相談ください。

申請書に必要な書類を添えて、こども政策課へ申請（持参・郵送）してください。
申請書、必要書類に不備や不足がある場合は、受付できないことがあります。

<必要書類> ※必要書類の取得等に係る手数料等は申請者が負担してください。

- 婚姻届の受理証明書または婚姻事項が記載された戸籍謄本
- ご夫婦の住所が記載された住民票
- 令和3年分の所得証明書その他ご夫婦の総所得が分かる書類
- 直近の市税等の納税証明書又は市税等の滞納がないことが分かる書類（転入された場合は、転入前の市町村のものも含む。）
- 物件の売買契約書、工事請負契約書の写し（住宅取得・リフォーム費用）
- 物件の賃貸借契約書の写し及び住宅手当支給証明書（住宅賃借費用）
- 現に支払った、住宅取得費用／リフォーム費用／住宅賃借費用／引越費用を確認できる書類の写し（領収書等）

以下の2つは、当てはまる場合のみ提出してください。

- 貸与型奨学金の返済額が分かる書類
- 離職票または退職証明書の写し等、無職であることが確認できる書類

【問い合わせ・申請先】 こども・健康部 こども政策課

住所 〒701-4264 瀬戸内市長船町土師 277-4
電話 0869-24-8015
受付時間 8:30～17:15（平日のみ）

市ホームページ
QRコード



本事業は

【フラット35】地域連携型と連携しています。

詳しくは、住宅金融支援機構のフラット35HPをご確認ください。

